

大阪府の 最低賃金は

令和7年10月16日から

63円
UP ↑

時間額

1,177 円



使用者も、 労働者も、必ずチェックしましょう!!



最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
④ 出来高給（請負給） の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額

最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

① 精皆勤手当
通勤手当
家族手当

② 1か月を超える期間
ごとに支払われる
賃金（賞与など）

③ 臨時に支払われる
賃金（結婚手当など）

④ 時間外・休日労働
及び深夜労働
に対する賃金

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金に関する
特設サイトもご覧
ください。

